

## 理事等役職者の役務に関する規程の改正について

改正理由: 役務内容の見直しに伴う改正

承認: 2026(令和8)年 5月13日 2026年度第1回理事会

改正日: 2026(令和8)年 5月13日 同日施行

現行	改正案	備考
<p>(教育部門の役職者の役務)</p> <p>第7条 総コミッショナーは、日本におけるスカウト教育の最高責任者として、傘下のコミッショナー等を指揮して、以下の教育に関わる任務を統括し、執行する。また、任務の遂行に当たっては、スカウト運動の理念ならびに加盟員に対し誠実かつ真摯であるとともに、その結果について理事会に対して責任を負う。</p> <p>(1) 日本におけるスカウト運動の基準の維持と純正な発展を図るため、具体的な指針を示す。</p> <p>(2) プログラム、指導者養成、スカウト運動における成人活動、国際活動等の業務を統括する。</p> <p>(3) 日本におけるスカウト運動が世界スカウト機構憲章及び本連盟の方針と規程に従って展開されるよう、傘下のコミッショナーを通じて指導・監督する。</p> <p>(4) 日本におけるスカウト教育が純正に推進されるよう、本連盟及び全国都道府県のコミッショナーを指導・監督する。</p> <p>(5) 教育推進本部会合を主宰し、スカウト教育の運営及び執行に当たる。</p> <p>(6) 全国スカウト教育会議を主宰し、指導者の資質向上に当たる。</p> <p>(7) 全国県コミッショナー会議を主宰し、県コミッショナーを通じて全国のスカウト運動の質の向上を図る。</p>	<p>(1)～(7)同左</p> <p>(8)スカウト運動に関わる指導者養成の訓練方針と訓練内容を策定する。</p> <p>(9)トレーニングチームを監督・指導する。</p>	<p>(8)、(9)を追加</p>

現行	改正案	備考
<p>4 AISコミッショナーは、総コミッショナーの指示の下、以下の任務を分担執行する。</p> <p>(1) 指導者ほかスカウト運動への成人参加者の活動指針を策定し、加盟団及び都道府県連盟に周知する。</p> <p>(2) スカウティングにおける成人の人材管理(確保、任務、支援、評価等)を行う。</p> <p>(3) スカウト運動に関わる指導者養成の訓練方針と訓練内容を策定する。</p> <p>(4) トレーニングチームを監督・指導する。</p> <p>(5) 成人が参加するスカウティングを計画し、監督する。</p> <p>(6) 指導者訓練等成人参画に関する世界スカウト機構など海外組織との連携・調和を図る。</p> <p>(7) 指導者ほか本運動に参画する成人が「セーフ・フロム・ハーム」ポリシーを理解し実践するよう必要な研修等の措置を講じる。</p> <p>(8) AIS委員長を兼ね、委員を統括してAISに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。</p>	<p>4 AISコミッショナーは、総コミッショナーの指示の下、以下の任務を分担執行する。</p> <p>(1) 指導者ほかスカウト運動への成人参加者の活動指針を策定し、加盟団及び都道府県連盟に周知する。</p> <p>(2) スカウティングにおける成人の人材管理(確保、任務、支援、評価等)を行う。</p> <p>(3) 成人が参加するスカウティングを計画し、監督する。</p> <p>(4) AIS委員長を兼ね、委員を統括してAISに関する業務を執行する。また、委員に上記各号の業務を分担執行させる。</p>	<p>(3)、(4)を削除、総コミッショナーの項に移動</p> <p>(5)を(3)に繰り上げ</p> <p>(6)・(7)を削除し、ナショナル・トレーニング・ディレクターの項へ移動</p> <p>(8)を(4)に繰り上げ</p>

現行	改正案	備考
<p>8 ナショナル・トレーニング・ディレクターは総コミッショナー<u>及びAIS</u> <u>コミッショナー</u>の指示の下、以下の任務を執行する。</p> <p>(1) トレーニングチームを主管し、トレーニングチームの業務を的確に 推進する。</p> <p>(2) 県連盟ディレクターを通して、県連盟リーダートレーニングチーム を支援する。</p> <p>(3) トレーナーとしての適格な人材を確保し養成する。</p> <p>(4) その他の総コミッショナーから委託された事項を推進する。</p>	<p>8 ナショナル・トレーニング・ディレクターは総コミ ッショナーの指示の下、以下の任務を執行する。</p> <p>(1)～(4)同左</p> <p>(5)指導者訓練等成人参画に関する世界スカウト機 構など海外組織との連携・調和を図る。</p> <p>(6)指導者ほか本運動に参画する成人が「セーフ・フ ロム・ハーム」ポリシーを理解し実践するよう必要 な研修等の措置を講じる。</p>	<p>「<u>及び AIS コミッショ ナー</u>」を削除</p> <p>(5)を追加</p> <p>(6)を追加</p>